

「ダロウ」の用法と意味

カノクワン・ラオハブ・ラキット

キーワード：ダロウ、用法、成立条件、意味

1. はじめに

「ダロウ」は、従来推量形式として主にモダリティ研究の分析対象とされてきた。例えば「明日雨が降るだろう」のように使われるのが、それである。しかし、ここ数年、一見「推量」とは直接関係ないかのような、いわゆる『確認要求』（例「君は明日パーティに行くだろう？」ⁱⁱ⁾、「ほら、あそこに看板が見えるだろう」）の用法が注目され、「ダロウ」を無条件に推量形式として扱わない動きが見られ、そうした研究には二つのパターンがある。(一)「ダロウ」の用法面に注目した研究(田野村 1990,三宅 1996 など)と、(二)『確認要求』をも考慮に入れて「ダロウ」の意味記述を試みる研究(金水 1992,森山 1992 など)である。本研究は二つのパターンの研究を統合して「ダロウ」を体系的に捉えようとするものである。以下では、まず「ダロウ」の用法を示し、各用法の成立条件を整理し、その結果を利用して「ダロウ」の意味記述を行う。そして、次の三点を主張する。

1. 各用法の成立条件を整理することで「ダロウ」の四つの用法を明確に区別できる。
2. 「ダロウ」の各用法の成立条件には単文レベルのものと同文脈レベルのものがあり、これにより「ダロウ」の用法は大きく二つのグループに分けられる。
3. 2.の結果を考慮することで「ダロウ」の意味は<発話現場において、[結論]に至る過程にあることを表示する>であると捉えられ、これにより各用法を体系的に位置づけることが可能となる。

2. ダロウの用法

用法中心の研究において、「ダロウ」の用法分類やラベルづけが多く行われている。ここでは、田野村(1990)と三宅(1996)が提案した用法とその定義を示し、それとほぼ一致していると思われる他の研究での用法の呼び方の例も挙げ、その問題点を指摘する。

I 「単純推量」(話し手の推量を表す(田野村(1990:70))

- (i) 「テーブルを隅に動かせば、少しはこの部屋も広く見えるだろう」(田野村 1990 の例)

他の名：おしはかりの文(奥田 1984)

II 「命題確認の要求」(命題が真であることの確認を要求する(三宅 1996:115))

- (ii) 「この間、好きだって言ってたの、良介のことでしょう」(三宅 1996 の例)

他の名：念おし的なたずねる文(奥田 1984)、推量確認要求(田野村 1990)、推量確認(蓮沼 1995)

III 「知識確認の要求—潜在的共有知識の活性化」(聞き手の知識の確認により、話し手と聞き手が潜在的に共有していると思われる知識を活性化させる機能を有している(三宅 1996:118))

- (iii) 「社長の御息子の誕生パーティでビンゴゲームやっただろ」「はい」「その時な、あのアザラシにわが社の株 10%が当たったんだ」(三宅 1996 の例)

他の名：たんなる念おしの文(奥田 1984)、事実確認要求(田野村 1990)、共通認識の喚起(蓮沼 1995)

IV 「知識確認の要求—認識の同一化要求」(聞き手の知識の確認により、聞き手に話し手と同じ認識を持つことを要求するといった機能を有している(三宅 1996:118))

- (iv) 「そんなのんきなことを言っている場合じゃないだろ」(三宅 1996 の例)

他の名：認識形成の要請(蓮沼 1995)

以上、先行研究では様々な呼び名で「ダロウ」の用法やその特徴を挙げているが、上記の用法の相互の関連やそれらを支えている条件や環境についての十分な考察がなく、用法のラベルづけ作業が中心となっているため「ダロウ」の全体像がつかめない。

以下では、上記のように「ダロウ」には四種類の用法があると仮定して論を進めるが、便宜上分析の際に上記の用法を順に「第一用法」「第二用法」「第三用法」「第四用法」と呼ぶ。ただし、「第四用法」に関しては、先行研究はまだ少なく、定義だけに止まっていて「第三用法」との違いに関して明確な基準はまだない。したがって、「第四用法」については、明確な成立条件を示し、新たな観点で定義する必要があると考える。よって、本研究の「第四用法」は、先行研究のものとは重なるところが多いが、必ずしも一致しているとは限らない。

3. 各用法の成立条件

3.1 先行研究

ここでは、上述の「第一用法」～「第四用法」の成立条件を先行研究をもとに簡単に確認しておく。田野村(1990:70)も述べているように、「ダロウ」の諸用法は相互に連続していて条件次第で用法の解釈が動くので、条件が曖昧になれば用法の解釈にもゆれが生じ、各用法の中間的解釈

も生まれることがある。以下では条件が明確に定まるものとして論を進める。

まず、「独話」か「対話」かという「発話モード」(cf.宮崎(1993))についてであるが、「第二用法」～「第四用法」は『確認要求』ⁱⁱⁱなので、当然確認相手が存在するという条件が必要であり「対話」モードを取る。これに対して「第一用法」は、必ずしも相手を必要としないので「独話」ということになるが、例1)のように聞き手が存在していても「話し手は聞き手の判断・認識を問題としない」という条件が付けば「第一用法」として成立する。

1)「じゃ、わたし、デビューできるんですか」

「うむ、それは間違いないダロウ。」(MANGA) →「第一用法」

「第二用法」と「第三用法、第四用法」は、話し手と聞き手の情報量に関わる条件によって区別される。すなわち、聞き手の判断に積極的に依存したり聞き手が最終的な判断の決定権を持っていたりするような「情報的に聞き手の方が優位と見られる」場合には、「第二用法」の解釈となり、そうでない場合には、「第三用法」または「第四用法」の解釈に傾く。

2)おまえも早く結婚したいデショウ?(宮崎 1993 の例) →「第二用法」

3)「明美? わたし、市子。今、王子駅に着いたんだけど」「そう。そこから交番が見えるデショ。そこを右に曲がっていくと....(略)」(MANGA) →「第三用法」

4)「お母さん、ぼくの靴下はどこ?」「そこらへんにあるデショウ」 →「第四用法」

2)では、聞き手しか知り得ないような「聞き手の内的状態」なので、話し手より聞き手の方が情報的に優位と見られる。3)4)では、話し手が自分の発話内容に対して聞き手の認識を要求したり自分の主張を述べたりしているので、聞き手が情報的に優位だとは考えられない。

また、「イントネーション」に関しては、上昇、急な下降は「第二用法」以降の『確認要求』用法の解釈をしやすくする。自然下降は主に「第一用法」への読みとなる(cf.森山 1992)。

以上、先行研究の指摘を参考にして「発話モード」「聞き手の判断・認識を問題にするかどうか」「情報的に優位な立場」「イントネーション」という条件と「ダロウ」の用法の関係を見てきたが、これらの条件では「第三用法」と「第四用法」を区別できない。以下、この問題も含め、「ダロウ」の各用法の成立条件をより明確にしていく。

3.2 「第一用法」～「第四用法」の成立条件

ここでは、各用法の成立条件のより明確な分析のために、単文単位でみる「単文レベル」での

成立条件と、前後の文脈を含めた「文脈レベル」での成立条件を見ることにする。「単文レベル」の成立条件では、主格名詞(句)^{iv}の人称と、述部の過去/非過去という「命題を構成する要素の特徴」を具体的にし、「文脈レベル」の成立条件では、「ダロウ」を含む文の前後の文脈が用法の解釈を左右している場合もあるので、どのような文脈でどのような解釈となるかを具体的に示す。以下、各用法ごとに成立条件を考察する。

3.2.1 「第一用法」

「第一用法」はいわゆる「推量」を示す用法で、「話し手の未知のものに対する不確実な推測的判断」(森山 1995:173)を表している。したがって、話し手のことをよく知っているはずの話し手、つまり一人称を主格に取ることはなく、基本的には三人称の主格名詞を取る^v。そして、二人称を取ると基本的に「第二用法」の解釈となる。

5)彼/?私は明日学校へ行かないデショウ。 → 「第一用法」

6)君/?私は明日学校へ行かないデショウ?^{vi}。 → 「第二用法」

これが「第一用法」の「単文レベル」での成立条件である。この「第一用法」の「ダロウ」と共起する副詞としては「おそらく、たぶん、きっと」などがある。また、5)6)の例の述部は、いずれも非過去である。このような「推量」を表す「ダロウ」は基本的に「未知のものに対する推測的な判断」を表すのに使われるため、後述する文脈レベルの条件がない場合は、既に起きた過去の事象を表す過去形と共起しにくいのである。これについて森山(1995:176)は「ダロウ」が話し手の「不確実な判断」を表す場合、テンス的に現在未来のことでなければ不確実な判断を表しにくいと指摘して次の例を示している^{vii}。

7)(朝起きて)#昨日、雨が降ったダロウ。 cf. 明日、雨が降るダロウ。(森山 1995 の例)

しかし、7)のような例でも森山(同)が指摘しているように仮定の話であったり、事情や根拠が文脈に与えられていれば、次の例のように「推量」が「過去」と共に使われる。

8)もし、台風が来ていれば、あの地方でも雨が降ったダロウ。(森山 1995 の例)

9)昨日この地方で雨が降ったから、あの地方でも、雨が降ったダロウ。(森山 1995 の例)

こうしたことから「第一用法」は単文で「過去」と共起した場合には不自然な文となる傾向^{viii}があるが、一定の文脈の中では(すなわち、「文脈レベル」で見ると)「過去」と共起できること

が分かる。「非過去」は仮定、理由のいずれの場合も使えるので、仮定、または事情、根拠が与えられた文脈では「過去」でも「非過去」でも自由に使えると考えてよいだろう。主格名詞の人称に関しても、仮定という文脈があれば、一、二、三人称いずれも使うことができる。

10)もし、台風が来ているのを知っていたなら、私/あなた/彼は学校へ行かなかったダロウ。

また、仁田(1991:98-110)が、述べ立て内容が話し手の意志と関わりなく起こる「成り行きの事態」と呼ぶ以下のような例においても人称による制限がない。

- 11)僕は課長代理になるダロウ。 (仁田 1991 の例)
12)見に行っていないが、僕はたぶん合格したダロウ。 (仁田 1991 の例)
13)君は試験に受かるダロウ/受かったダロウ。 (仁田 1991 の例を改作)
14)A氏が委員に選ばれるダロウ/選ばれたダロウ。 (仁田 1991 の例を改作)

これらのダロウの「推量」判断の根拠は例文には現れていないが、この前後に何らかの根拠が示されていると予想されるので、このような「成り行き」も「文脈レベル」の条件を示していると考えられる。例が示すように、「成り行き」の場合「過去/非過去」の制限もない。

3.2.2 「第二用法」

「第二用法」は「推量確認要求(田野村 1990)」や「命題確認の要求(三宅 1996)」などと呼ばれるものであり、「推量の当否が聞き手にとって明らかであるような場合に、話し手の推量を表明しながらその推量が正しいことの確認を聞き手に求める(田野村 1990)」ことを表す。話し手よりも聞き手の方がよく知っていることというのは、典型的には聞き手自身の意志や感情などであるため、「第二用法」では、二人称の主格名詞を取ることが多い。

15)「ねエ、紫が好きな女というのは、概して欲求不満だって言うよね」「そうよ」(略)

「親輔君だって紫が好きデショ」(略)「そう(略)」(GARO) → 「聞き手の感情の確認」

16)君、明日パーティーへ行くデショウ? → 「聞き手の予定の確認」

また、「第二用法」は 15)16)の例で見られるように典型的には述部が「非過去」である。述部が「過去」となると、「第三用法」の解釈に傾く^{ix}。

15')親輔君だって紫が好きだったデショ。

16')君、昨日パーティーへ行ったデショウ。

聞き手が情報的に優位であれば「第二用法」となるのであるから、典型的には主格名詞は二人称であるが、聞き手の判断を求める場合は三人称を取ることもある。それは例えば、聞き手の「評価を求める」次のような場合で「三人称+評価形容詞^x」という文型を取る。

17) 一まるで手品みたいに、真新しい、可愛いアニメのキャラクターのついた傘をルミの前に開いて見せた。「—可愛いデシヨ?」「うん」と、ルミは肯いた。(眠り、p.224)

18) 「財産はどのぐらいあるんですか?」

「たくさん。土地もあるし。わるくないデシヨ。(略)」

(略)「話がうますぎるような気がする」(俺、p.119)

「評価を求める」場合は「どうだ」「どう」という表現と共起することが可能である^x。

以上「第二用法」の「単文レベル」の条件を述べた。「文脈レベル」の条件としては、聞き手が聞き手自身のこと以外について、話し手よりもよく知っているという文脈が与えられている場合が考えられ、この条件で三人称の主格名詞を取る事が可能となる。

19) お宅の旦那、今度の日曜日も釣りに行くデシヨ?

この場合、聞き手の「旦那」については、聞き手の方がよく知っているという文脈であれば「第二用法」の解釈となる。しかし、もし話し手も聞き手と同じくらいの情報を持っているなら、その場合は「第三用法」の解釈となり、「文脈レベル」の条件で解釈が揺れることになる。また、聞き手から許可を求める時に、例えば「私、友達と遊びに行ってもいいデシヨウ」のように、「～でもいい」文型があると、主格は「一人称」となるが、これも情報的な立場が文脈で指定されていることによるものである。

3.2.3 「第三用法」

「第三用法」は「事実確認要求(田野村 1990)」や「知識確認の要求—潜在的共有知識の活性化(三宅 1996)」などと呼ばれるものであり、「聞き手にその事実の確認を求めたり、聞き手の注意をその事実に向けさせる(田野村 1990)」「話し手と聞き手が潜在的に共有していると思われる知識を活性化させる(三宅 1996)」ことを表す。

20) 「いろんな車が駐車してあるダロウ? 全部、ドアはロックされている。それだって、ちゃんと開けてみせる」(最上、p.277)

21)「あっ鈴木さん。実は私ずいぶん迷惑してるの。社長って私のことを書いてあるけど、あの記事のこと、私そんなふうには言わなかったデシヨ」(GARO)

22)「たとえば、『女性タイム』という週刊誌があるとするデシヨ。一部二百五十円として、仮に五十万部売れたとしますよ。全売り上げは...(略)」(SCOOP)

上記の例のように、「第三用法」は、ある事物に対する注意を喚起したり(例 20)、共通した知識を聞き手に思い出させたり(例 21)、聞き手との間に仮に考えられる事態を設定しその共有認識を要求したり(例 22)するもので、共起できる副詞は、聞き手にある事物への注意や共通知識への喚起の場合には「ほら」、仮定設定の場合には「仮に、例えば」が挙げられる。

3.1 で述べたように、この用法と「第二用法」を区別する条件は「聞き手が情報的に優位ではない」である。20)~22)も、情報的に優位である立場にあるのは、聞き手ではなく、話し手である。また、この用法が、前述した「第一用法」「第二用法」と大きく違うのは、「単文レベル」での成立条件によって規定されていないところにある。まず、共起する命題を構成する主格名詞句については、20)では三人称主格、21)では一人称主格、以下の 23)では二人称主格をとっている、人称制限はないものと思われる。

23) 今日子(先生) 「やだァ。どうして二人いないの。いつから、いないの? 藤田君」
正弘(生徒) 「(笑顔で)はい」
今日子 「あなた一番後ろだったデシヨウ?」
正弘 「はい」(大人、p.7)

また、述語の特徴の条件に関しても、上記の 21)23)のように「過去」もとることができ、

24)「私、運転できないデシヨ」「免許、持ってたんじゃなかったっけ?」(GARO)

のように「非過去」もとることができる。このことから、「単文レベル」の条件は「第三用法」への解釈を積極的に生まないと考えられる。

3.2.4 「第四用法」

本研究では「第四用法」^{xii}を次のような「話し手が自分の認識を主張する」用法であるとする。

25) A:「お母さん、ぼくの靴下はどこ?」 B:「そこらへんにあるデシヨウ」

26) 卓九郎 : ベッドで寝ているのは高木だよ。 (蓮沼 1993 の例)

良介 : 高木?

卓九朗 : ほら、東栄大学のボクシング同好会の高木...大学の時によく試合をしたダロウ。

27)(里美=母親、茂樹=子供)

里美「...ちょっとひどすぎる子かも分かりませんが、よろしくお願ひします。(略)

茂樹。よろしくっていうの」

茂樹「よろしく」

里美「よろしくじゃないデシヨ。よろしくお願ひしますデシヨ」(大人、p.74)

28)里美:「怒らないで」 松男:「怒っていないダロ。....」(大人、p.75)

例からこの用法は「単文レベル」での成立条件で規定されていないことが分かる。主格名詞句に関して、一人称(28)、二人称(26)、三人称(25)のいずれも見られるし、述語の特徴の条件に関しても、「過去」(26)も「非過去」(25,27,28)も見られる。これは「第三用法」と同じである。では、「第四用法」と「第三用法」を区別する条件は何だろうか。結論から言うと、「第四用法」の成立条件は、「文脈レベル」での次の二点に求められる。

ア)聞き手が、話し手が出した命題に関する知識や認識を持っていない(例 25))または把握できない(例 26))(と話し手が推測している)のが明らかな文脈である場合。

イ)聞き手の言動と対立していると話し手が受けとめた場合(例 27,28))。

この条件を「聞き手との対立」条件と呼ぶが、ア)かイ)のどちらか一方が満たされると「第四用法」となる。以下、例 25)~28)についてア)かイ)のいずれかの条件を当てはめながら「第四用法」の特徴を考える。

25)では、息子の B が靴下の場所の質問をする文脈から、B が靴下の場所を知らないと、母である A が推測しているので、ア)の条件が当てはまる。26)では、良介が「高木?」と問い返した文脈から、良介は「高木」に対する認識を把握できていないと推測されるので、これもア)の条件が当てはまる。例 25)26)とも、聞き手に対して、ある事象の確認を要求するというよりも、それをいくぶん踏み越えて「話し手の認識の主張」といった意味あいを生じているように思われる。この場合は、副詞の「ほら」と共起できる。

27)では里美は茂樹の「よろしくお願ひします」という発言を期待していたが、茂樹は「よろしく」とだけ言ったので、里美の期待との対立が生じた。また、27)では、里美が「松男が怒っている」と言ったことに対して松男が否定している。27)28)ともイ)の条件に当てはまる。そして、これらの例でも、聞き手に対して、ある事象の確認を要求するというより、「聞き手の言動を否定

して自分の認識を主張する」といった意味あいとなっている。この場合は、「何言ってるの?」「うそつけ!」のような表現と共起することができる。

また、「第四用法」は「話し手の認識を主張する」ことを示すことから、共起するイントネーションは、上昇よりも急な下降イントネーションをとることが多い。最後に、「第三用法」と異なる「第四用法」のもう一つの特徴に触れる。「第三用法」では、次に示す(23)(29)のように、「ダロウ」を使用した後に、相手からの応答が見られる場合がある。

23) 今日子 : 「あなた一番後ろだったデショウ?」 正弘 : 「はい」

29) 小野田 向田さんは、外国は?

向田 もう、二年半行っていません。アマゾンへ行ったきりです。

小野田 行くと、だけど必ずその銀座があるデショウ。

向田 ありますね。(向田、p.20)

しかし、「第四用法」の「ダロウ」の後には応答が殆ど見られない。このことは「第四用法」が聞き手に対しての「確認要求」ではないことを示すものであり、また、(25)のように相手の質問に対する応答文にこの用法の「ダロウ」が現れることも、そのことを支持している。このように「第四用法」の「ダロウ」の後に応答文が見られず、応答文そのものに「ダロウ」が使われるという現象は、まさにこの種の「ダロウ」が聞き手に対して事象の確認要求をすることを踏み越えて「話し手の認識の主張」を表していることと関係している。

4. 「ダロウ」の用法の全体像

ここまで用法の名称を数字で示してきたが、「第一用法」は「不確実な推測的判断」を示すという特徴からやはり「推量」と呼ぶべきであろう。そして、考察結果から「第二用法」は、聞き手の情報に依存するという確認要求的なニュアンスが一番強いので、「確認要求」と呼ぶことにする。「第三用法」に関しては、田野村(1990)の「事実確認要求」という呼び方があるが、蓮沼(1993:48)が指摘しているように、仮定設定の文など必ずしも事実についての確認でない場合もある。そして、蓮沼(1993)はこの「第三用法」を「認知的・情動的に聞き手より優位に立つ話し手が、自分と同様の認識・判断が当然可能という見込みに基づき、それを聞き手に喚起し、共通認識の世界を設定する用法」と説明し、「共通認識の喚起」と呼んでいる。そこでこうした蓮沼の指摘や鄭(1992)の「認識要求」という呼び方、そして田野村の呼び名を踏まえ、この「第三用法」を「自分の認識と聞き手の認識が同じであることを確認する」用法という意味で「認識確認要求」

と呼ぶことにする。そして、「第三用法」にこのような呼び名を与えることで、連続した用法である「第四用法」を「自分の認識を主張する」用法という意味で「認識の主張」とでも呼ぶべき用法であると説明することができるようになると思われる。以上、考察してきた「ダロウ」の用法と成立条件を表にまとめる。

表1「ダロウ」の用法と成立条件

	成立条件			用法	共起副詞/ 表現の例
	単文レベル	文脈レベル	他の条件		
ダロウ+	三人称主格+ 非過去 [#]	仮定の話,成り行き的事態+ 一二人称主格+ 過去/非過去	独話+聞き手の判断・認識を問題にしない+自然下降イントネーション	第一用法 推量	おそらく, きっと, たぶん
	二人称主格+ 非過去 (評価を求める場合: 三人称主格+ 評価形容詞)	情報的に聞き手の方が優位+ 一二人称主格	対話+聞き手の判断・認識を問題にする+情報的に聞き手の方が優位+上昇/急な下降イントネーション	第二用法 確認要求	どう? (評価を求める場合)
		聞き手との対立が明らかでない	対話+聞き手の判断・認識を問題にする+情報的に聞き手が優位ではない+上昇/急な下降イントネーション	第三用法 認識確認要求	ほら,仮に, 例えば
		聞き手との対立が明らかである	対話+聞き手の判断・認識を問題にする+情報的に聞き手が優位ではない+急な下降イントネーション	第四用法 認識主張	ほら, 何言ってんの!, うそつけ!

#注 viii 参照。

表1から、「ダロウ」にどのような用法があり、各用法はどの成立条件のもとで働いているか、そして共起する副詞や表現が分かり「ダロウ」の全体像が捉えやすいものとなったように思う。その結果、「第一用法」「第二用法」では、「単文レベル」での条件が比較的明確である一方で、「第三用法」「第四用法」では全く条件とはなっていないことが分かり、これによって四つの用法は二つの大きなグループに分けられることになる。

5. 意味

本研究では「ダロウ」が一つの抽象的な意味を持ち、それが発話の条件に従って四つの用法として具体化しているものと考えている。同様な考え方で「ダロウ」の意味を示している先行研究の一つに森山(1992)がある。森山は「ダロウ」が次のような疑問文に現れることから「相手から確定的な結論を得ずともよい」という特性を持つと指摘している。

30)A:今何時だろう。(Bは時間を知らないことを知っていて)

B:そうだね、今何時だろう。(森山 1992 の例)

そして、「ダロウ」は「結論にまだ至っていない—判断を形成する過程にあること—を表示する(p.73)」ものであり、話し手にとって未知のこと、聞き手が存在しない、または存在していても聞き手に確実な情報があると仮定しないで話すという条件がある時に、「推量」を表すと述べている。そして、

31)君も疲れただろう。(森山 1992 の例)

のような「伺い型の確認」の場合は、話し手・聞き手共通の判断を形成する過程を表していると思われることができ、

32)現実に本物のフグの白子がない以上、別のもので悟らせるしかないだろう!。(森山 1992 の例)

のような「押し付け型の確認」の場合は、談話現場で聞き手をも巻き込んで判断形成をし、共通理解へ誘導しようとするものと考えられるとしている。

すなわち、「ダロウ」の意味を「判断形成過程の表示」とし、それが談話現場で「推量」や「確認」として捉えられるとするのである。本研究でも同様な考え方を取るが、森山では意味記述が中心であるため用法の整理が十分でなく、また「押し付け型の確認」の場合、判断の形成が話し手ではなく聞き手によるものである点で説明にやや無理があるように感じられる。そこで本研究では森山の「ダロウ」が「結論にまだ至っていないことの表示」をするという指摘に注目して「ダロウ」の意味を再考する。とりわけここで[結論]という言葉で示されている事柄が何であるかに注意して、「ダロウ」の全用法が説明できる一つの抽象的な意味を規定することを試みる。

前項までの考察で「ダロウ」の用法は「単文レベル」での条件をもつ「第一用法」「第二用法」と、それを持たない「第三用法」「第四用法」の二つのグループに分けられることが分かった。そこで意味を考えるに当たり、この二つのグループを別々に取り上げることにする。

5.1 「第一用法」、「第二用法」の[結論]の対象

「第一用法：推量(例 33)」 「第二用法：確認要求(例 34)」とは次のような例であった。

33)明日は雨が降るダロう。

34)「君は明日パーティに行くダロう?」「はい」

33)34)は、「ダロウ」の前にある「明日は雨が降る」「君は明日パーティに行く」という命題

Pに対して、このPに対する話し手の判断はまだ出来上がっていない、森山の言う「判断形成過程」にあるものだと言える。すなわち、33)は、「明日は雨が降る」というPに対しての話し手の判断が、まだ[結論]に至っていないと自分自身に向かって発話したものであり、34)は「君が明日パーティに行く」というPに対しての判断が、まだ[結論]に至っていないことを表示し、聞き手からの同意を引き出そうというものである。ここで[結論]が示すものは、結局、「単文レベル」の単位で構成されているPに対する話し手の判断である。すなわち、この二つの用法の場合、「ダロウ」が意味しているのは、Pと[結論]して良いかどうかということであると考えられる。

5.2 「第三用法」、「第四用法」の[結論]の対象

「第三用法：認識要求(例 35)」「第四用法：認識主張(例 36)」はいずれも「単文レベル」の条件はなく、「文脈レベル」の条件で規定される用法で、次のような例があった。

35)ほら、芸能レポーターが関東スポーツあたりの書いた記事で『これ、どうですか?』

なんて、よくタレントにインタビューしてるデシヨ。あれって最低よね。(SCOOP)

36)里美：「怒らないで」 松男：「怒っていないダロ。....」 (大人、p.75)

35)36)では、話し手は「ダロウ」の前にある「芸能レポーターが(略)よくタレントにインタビューしている」「怒っていない」という命題Pの内容を話し手が確実な内容として捉えているので、この場合はPに対する話し手の判断がまだ出来上がっていないという判断形成過程であるとは解釈しにくい。そこで、35)36)のような用法に対しては、次のように考える。35)では、話し手は、聞き手と共通して持つと思われる知識または認識を命題Pで示しているが、話し手は発話時点においてはまだ聞き手がPの内容を知識または認識として持っているかどうか確証を得ていない、すなわち「Pが聞き手との共有知識・認識である」という[結論]に達していないという意味で「ダロウ」を使ったと考えられるのである。また、36)では話し手は自分の主張を一方向的に述べているのであるが、単なる主張であれば「怒っていない」だけで済むところである。したがって、ここでは聞き手に対して同じ認識を持つことを主張しているものと考えられ、「Pという共通認識を得る」という[結論]に達する過程にあることを「ダロウ」で示そうとしていると解釈できる。ここでの[結論]は命題Pそのものではなく、話し手が聞き手と認識を共有するに至ることを示している。

5.3 「ダロウ」の意味

5.1、5.2より「ダロウ」で示されるのは、「単文レベル」の成立条件を持つ「第一用法」「第二用法」では、「P と判断して良いかどうかという[結論]に至る途中にあること」であり、「文脈レベル」の条件で規定される「第三用法」「第四用法」では、「P を聞き手との共有知識・認識にできるという[結論]に至る途中にあること」である。両者を一つの抽象的な意味にまとめる
と次のようになる。

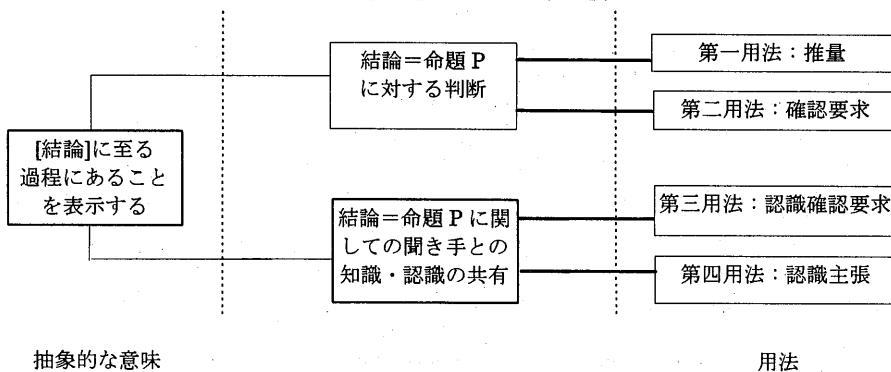
「ダロウ」の意味：発話現場において、[結論]に至る過程にあることを表示する

この意味が、[結論]の対象の違いによって、大きく二つの用法のグループに派生したものと考えられる。

6. まとめ

本研究では「ダロウ」が一つの抽象的な意味を持ち、それが発話の条件に従って四つの用法として具体化しているものと考えられるとし、「ダロウ」の各用法の成立条件を整理し特徴を明らかにすることから、そうした用法を生み出すもとになった意味を提示することを試みた。その結果、成立条件には「単文レベル」のもの「文脈レベル」のものがあること、成立条件により四つの用法を明確に区別できること、四つの用法は大きく二つのグループに分けられること、「ダロウ」の意味は<発話現場において、[結論]に至る過程にあることを表示する>であることを示した。「ダロウ」の全体像は表1と以下の図1にまとめられる。

図1「ダロウ」の意味と用法の派生過程



注

- i 「ダロウ」には「デショウ」「デショ」なども含まれているとする。「ノダロウ」「ノデショウ」については、今回研究の考察外とした。
- ii 文末の「？」記号は、上昇イントネーションが意識されていることを示す。
- iii 以下三種類の確認要求的用法についてまとめて言及する場合は『』をつけて『確認要求』と記す。
- iv 以下、(句)は省略する。

- v 後述するように一人称を取る場合もあり、これはあくまでも基本的にはということである。
- vi この場合上昇イントネーションになる。自然下降イントネーションになると「聞き手の判断・認識」を問題としない「第一用法」の解釈が可能となるが、その場合、後述する「文脈レベル」の成立条件が必要となる。
- vii 例文7)に対して、「昨日、雨が降ったんだらう」は自然な文である。しかし、これは、「ノダ」によって根拠（例えば、朝起きて庭を見ると土が湿っているなど）のあることが示された発話である。後述するように事情や根拠のあることが示されていると、「過去」を用いることができる。
- viii 仁田(1991:100)には次のような例文が見られ、推量の「ダロウ」と「過去」との共起が示されている。
- a)彼は早速その事について調査しただらう。
- b)B 君は選考試験にパスしただらう。
- したがって、単文では必ず「非過去」でなければならないというわけではない。しかし、もちろんこれらの例でも発話前に話し手は、a)「彼は仕事ははやい人だから」、b)「B君はよく勉強していたから」といった事を頭の中で想起しているはずであり、小説等ならそうした文脈が与えられているであろう。一方で、例文7)のように、何ら文脈が与えられていない場合は、非過去形との共起に比べ過去形との共起は明らかに不自然に聞こえる。こうしたことから特に一定の文脈が与えられていない場合に推量の「ダロウ」と共起するのは一般的には「非過去形」であると考えられる。
- ix 「ノダロウ」を使って、「親輔君は紫が好きだったンデショ。」「君、昨日パーティへ行ったンデショ。」とすれば、「過去」であっても聞き手に確認する用法となる。
- x 評価の意味合いのない形容詞(例えば、大きい、小さい、赤い、危ない、など)だと、ダロウと共起しても必ずしも「評価を求める」意味にはならない。
- xi これは、三宅(1996)の指摘による。三宅は、「聞き手の評価における確認を求める場合は、(略)“どうだ”あるいは“どう”と共起可能」と述べている(p.117)。
- xii この「第四用法」は先行研究の「認識の同一化要求」(三宅 1996)「認識形成の要請」(蓮沼 1995)とは異なる。三宅、蓮沼はこの用法として次のような例を挙げている。
- a)「そんなのきなことと言っている場合じゃないだろ」(認識の同一化要求)
- b)だから言ったでしょ。あの人には気をつけなさいって。(認識形成の要請)
- a)は「そんな状況ではない」という常識的な知識を聞き手に確認する場面で、b)は以前に話し手が「あの人には気をつけなさい」と言った事実(蓮沼の言う共通認識)を確認している場面と取ることができる。このように解釈するとこれらは「第三用法」となる。これは先行研究においては文脈の状況が明確に設定されていないため、例えば、a)の例でも次のような設定を加えると、「第四用法」となる。(なお、この設定は以下で述べる「第四用法」の成立条件である「聞き手との対立」を満たすものである)
- c) A: 君は本当にのきんだ。
B: こんな時はのきにしてる方がいいんだよー。
A: いい加減にしる。もう、そんなのきなことと言っている場合じゃないだろ。

【引用文献】

- 奥田靖雄 1984 「おしはかり(一)」『日本語学』3巻12号 明治書院
- 金水敏 1992 「談話管理理論からみた「だらう」」『神戸大学文学部紀要』19号
- 田野村忠温 1990 『現代日本語の文法Ⅰー「のだ」の意味と用法Ⅰ』和泉書院
- 鄭相哲 1992 「いわゆる確認要求のネとダロウ」『日本学報』11号大阪大学文学部日本学科
- 蓮沼昭子 1993 「日本語の談話マーカー「だらう」と「じゃないか」の機能」『第1回小出記念日本語教育研究会論文集』
- 蓮沼昭子 1995 「対話における確認行為「だらう」「じゃないか」「よね」の確認用法」『複文の研究(下)』仁田義雄編 くらしお出版
- 三宅知宏 1996 「日本語の確認要求的表現の諸相」『日本語教育』89号 日本語教育学会
- 宮崎和人 1993 「「～ダロウ」の談話機能について」『国語学』175集 国語学会
- 森山卓郎 1992 「日本語における「推量」をめぐって」『言語研究』101号 日本言語学会
- 森山卓郎 1995 「と思う、ハズダ、ニチガイナイ、ダロウ、副詞～っ」『日本語類義表現の文法(上)単文編』宮島達夫、仁田義雄編 くらしお出版

【例文出典】

- 大人＝『大人になるまでガマンする』山下太一 大和書房 / 俺＝「俺と同じ男」『待っている男』阿刀田高 角川文庫 / 最上＝『最上の策』佐野洋『ミステリー大全集』赤川次郎編 新潮文庫 / 眠り＝『眠りを殺した少女』赤川次郎 角川文庫 / 向田＝『向田邦子全対談』向田邦子 文春文庫 / GARO＝『画廊へようこそ』新美康明 イースト文庫 / MANGA＝『マンガ家は眠らない』蕪木和夫 イースト文庫 / SCOOP＝『芸能記者スコープの罠』金沢誠 イースト文庫